

特別養護老人ホーム照古苑料金表(1割)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス費	個室	557円	625円	695円	763円	829円
	多床室	557円	625円	695円	763円	829円
2.加算	日常生活継続支援加算	36円				
	夜勤職員配置加算	13円				
	看護体制加算(Ⅰ)	4円				
	看護体制加算(Ⅱ)	8円				
	精神科医療養指導加算	5円				
	個別機能訓練加算	12円				
	栄養ケアマネジメント加算	14円				
	口腔衛生管理体制加算	月額30円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の83に相当する単位数(項目に応じて変動)				
	個室	54円	60円	65円	71円	76円
多床室	54円	60円	65円	71円	76円	
3.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円				
	利用者負担額 第2段階	390円				
	利用者負担額 第3段階	650円				
	上記以外の方	1,380円				
4.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	(従来型個室) 320円				(多床室) 0円
	利用者負担額 第2段階	(従来型個室) 420円				(多床室) 370円
	利用者負担額 第3段階	(従来型個室) 820円				(多床室) 370円
	上記以外の方	(従来型個室) 1,150円				(多床室) 840円
	事務管理費	50円				
	電気代(1点に付)	50円(持ち込みされる方のみ加算)				
5.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(従来型個室)	利用者負担額 第1段階	1,373円	1,447円	1,522円	1,596円	1,667円
		41,220円	43,440円	45,690円	47,910円	50,040円
	利用者負担額 第2段階	1,563円	1,637円	1,712円	1,786円	1,857円
		46,920円	49,140円	51,390円	53,610円	55,740円
	利用者負担額 第3段階	2,223円	2,297円	2,372円	2,446円	2,517円
	66,720円	68,940円	71,190円	73,410円	75,540円	
	上記以外の方	3,283円	3,357円	3,432円	3,506円	3,577円
		98,520円	100,740円	102,990円	105,210円	107,340円
6.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(多床室)	利用者負担額 第1段階	1,053円	1,127円	1,202円	1,276円	1,347円
		31,620円	33,840円	36,090円	38,310円	40,440円
	利用者負担額 第2段階	1,513円	1,587円	1,662円	1,736円	1,807円
		45,420円	47,640円	49,890円	52,110円	54,240円
	利用者負担額 第3段階	1,773円	1,847円	1,922円	1,996円	2,067円
	53,220円	55,440円	57,690円	59,910円	62,040円	
	上記以外の方	2,973円	3,047円	3,122円	3,196円	3,267円
		89,220円	91,440円	93,690円	95,910円	98,040円

*上記の表は30日で計算し、合計金額に口腔衛生管理体制加算(月額30円)を含んだ金額を記載しております。

*1割負担で計算してあります。一定所得以上の場合は2割負担となる場合もありますので介護負担限度額認定証、介護負担割合証とあわせて、ご確認ください。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

入院・外泊時加算(246円)利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定致します。

療養食加算(6/回円)

※医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。

経口移行加算(28円)

※経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。

経口維持加算(Ⅰ)(28円)が加算される場合があります。

* 著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

経口維持加算(Ⅱ)(5円)

* 摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

若年性認知症入所者受入加算(120円)

* 若年性認知症の方に対してサービスを提供した場合の加算です。

口腔衛生管理体制加算(月額30円)

* 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合。

口腔衛生管理加算(110円)

* 口腔機能維持管理体制加算を算定している場合で、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合の加算です。

褥瘡マネジメント加算(3月に1回10円)

* 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理がされている場合に加算されます。

看取り介護加算

以下の基準に適合する看取り介護を受けた入所者であること。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

死亡日以前4～30日	1日	144円
死亡日の前日・前々日	1日	680円
死亡日	1日	1,280円

※なお在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、状況に応じて、

- 1.退所前訪問相談援助加算(1回につき460円)
- 2.退所後訪問相談援助加算(1回につき460円)
- 3.退所時相談援助加算(1回につき400円)
- 4.退所前連携加算(1回につき500円)

を加算する場合があります。

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みません)は、表の「上記以外の方」の料金となります。

特別養護老人ホーム照古苑料金表(2割)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス費	個室	1,114円	1,250円	1,390円	1,526円	1,658円
	多床室	1,114円	1,250円	1,390円	1,526円	1,658円
2.加算	日常生活継続支援加算	72円				
	夜勤職員配置加算	26円				
	看護体制加算(Ⅰ)	8円				
	看護体制加算(Ⅱ)	16円				
	精神科医療養指導加算	10円				
	個別機能訓練加算	24円				
	栄養ケアマネジメント加算	28円				
	口腔衛生管理体制加算	月額60円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の83に相当する単位数(項目に応じて変動)				
	個室	108円	119円	131円	142円	153円
多床室	108円	119円	131円	142円	153円	
3.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円				
	利用者負担額 第2段階	390円				
	利用者負担額 第3段階	650円				
	上記以外の方	1,380円				
4.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	(従来型個室) 320円			(多床室) 0円	
	利用者負担額 第2段階	(従来型個室) 420円			(多床室) 370円	
	利用者負担額 第3段階	(従来型個室) 820円			(多床室) 370円	
	上記以外の方	(従来型個室) 1,150円			(多床室) 840円	
	事務管理費	50円				
	電気代(1点に付)	50円(持ち込みされる方のみ加算)				
5.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(従来型個室)	利用者負担額 第1段階	2,076円	2,223円	2,375円	2,522円	2,665円
		62,340円	66,750円	71,310円	75,720円	80,010円
	利用者負担額 第2段階	2,266円	2,413円	2,565円	2,712円	2,855円
		68,040円	72,450円	77,010円	81,420円	85,710円
	利用者負担額 第3段階	2,926円	3,073円	3,225円	3,372円	3,515円
	87,840円	92,250円	96,810円	101,220円	105,510円	
	上記以外の方	3,986円	4,133円	4,285円	4,432円	4,575円
		119,640円	124,050円	128,610円	133,020円	137,310円
6.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(多床室)	利用者負担額 第1段階	1,756円	1,903円	2,055円	2,202円	2,345円
		52,740円	57,150円	61,710円	66,120円	70,410円
	利用者負担額 第2段階	2,216円	2,363円	2,515円	2,662円	2,805円
		66,540円	70,950円	75,510円	79,920円	84,210円
	利用者負担額 第3段階	2,476円	2,623円	2,775円	2,922円	3,065円
	74,340円	78,750円	83,310円	87,720円	92,010円	
	上記以外の方	3,676円	3,823円	3,975円	4,122円	4,265円
		110,340円	114,750円	119,310円	123,720円	128,010円

*上記の表は30日で計算し、合計金額に口腔衛生管理体制加算(月額60円)を含んだ金額を記載しております。

*介護負担限度額認定証、介護負担割合証とあわせて、ご確認ください。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

初期加算(60円)が入所から30日間は加算されます。

※入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

入院・外泊時加算(492円)利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定致します。

療養食加算(12/回円)

※医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。

経口移行加算(56円)

※経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。

経口維持加算(Ⅰ)(56円)が加算される場合があります。

* 著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

経口維持加算(Ⅱ)(10円)

* 摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

若年性認知症入所者受入加算(240円)

* 若年性認知症の方に対してサービスを提供した場合の加算です。

口腔衛生管理体制加算(月額60円)

* 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合。

口腔衛生管理加算(220円)

* 口腔機能維持管理体制加算を算定している場合で、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合の加算です。

褥瘡マネジメント加算(3月に1回20円)

* 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理がされている場合に加算されます。

看取り介護加算

以下の基準に適合する看取り介護を受けた入所者であること。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

死亡日以前4～30日	1日	288円
死亡日の前日・前々日	1日	1,360円
死亡日	1日	2,560円

※なお在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、状況に応じて、

- 1.退所前訪問相談援助加算(1回につき920円)
- 2.退所後訪問相談援助加算(1回につき920円)
- 3.退所時相談援助加算(1回につき800円)
- 4.退所前連携加算(1回につき1000円)

を加算する場合があります。

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みません)は、表の「上記以外の方」の料金となります。

特別養護老人ホーム照古苑料金表(3割)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス費	個室	1,671円	1,875円	2,085円	2,289円	2,487円
	多床室	1,671円	1,875円	2,085円	2,289円	2,487円
2.加算	日常生活継続支援加算	108円				
	夜勤職員配置加算	39円				
	看護体制加算(Ⅰ)	12円				
	看護体制加算(Ⅱ)	24円				
	精神科医療養指導加算	15円				
	個別機能訓練加算	36円				
	栄養ケアマネジメント加算	42円				
	口腔衛生管理体制加算	月額90円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の83に相当する単位数(項目に応じて変動)				
	個室	162円	179円	196円	213円	229円
多床室	162円	179円	196円	213円	229円	
3.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円				
	利用者負担額 第2段階	390円				
	利用者負担額 第3段階	650円				
	上記以外の方	1,380円				
4.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	(従来型個室) 320円			(多床室) 0円	
	利用者負担額 第2段階	(従来型個室) 420円			(多床室) 370円	
	利用者負担額 第3段階	(従来型個室) 820円			(多床室) 370円	
	上記以外の方	(従来型個室) 1,150円			(多床室) 840円	
	事務管理費	50円				
	電気代(1点に付)	50円(持ち込みされる方のみ加算)				
5.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(従来型個室)	利用者負担額 第1段階	2,779円	3,000円	3,227円	3,448円	3,662円
		83,460円	90,090円	96,900円	103,530円	109,950円
	利用者負担額 第2段階	2,969円	3,190円	3,417円	3,638円	3,852円
		89,160円	95,790円	102,600円	109,230円	115,650円
	利用者負担額 第3段階	3,629円	3,850円	4,077円	4,298円	4,512円
	108,960円	115,590円	122,400円	129,030円	135,450円	
	上記以外の方	4,689円	4,910円	5,137円	5,358円	5,572円
		140,760円	147,390円	154,200円	160,830円	167,250円
6.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(多床室)	利用者負担額 第1段階	2,459円	2,680円	2,907円	3,128円	3,342円
		73,860円	80,490円	87,300円	93,930円	100,350円
	利用者負担額 第2段階	2,919円	3,140円	3,367円	3,588円	3,802円
		87,660円	94,290円	101,100円	107,730円	114,150円
	利用者負担額 第3段階	3,179円	3,400円	3,627円	3,848円	4,062円
	95,460円	102,090円	108,900円	115,530円	121,950円	
	上記以外の方	4,379円	4,600円	4,827円	5,048円	5,262円
		131,460円	138,090円	144,900円	151,530円	157,950円

*上記の表は30日で計算し、合計金額に口腔衛生管理体制加算(月額90円)を含んだ金額を記載しております。

*介護負担限度額認定証、介護負担割合証とあわせて、ご確認ください。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

初期加算(90円)が入所から30日間は加算されます。

※入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

入院・外泊時加算(738円)利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定致します。

療養食加算(18/回円)

※医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。

経口移行加算(84円)

※経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。

経口維持加算(Ⅰ)(84円)が加算される場合があります。

* 著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

経口維持加算(Ⅱ)(15円)

* 摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

若年性認知症入所者受入加算(360円)

* 若年性認知症の方に対してサービスを提供した場合の加算です。

口腔衛生管理体制加算(月額90円)

* 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合。

口腔衛生管理加算(330円)

* 口腔機能維持管理体制加算を算定している場合で、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合の加算です。

褥瘡マネジメント加算(3月に1回30円)

* 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理がされている場合に加算されます。

看取り介護加算

以下の基準に適合する看取り介護を受けた入所者であること。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

死亡日以前4～30日	1日	432円
死亡日の前日・前々日	1日	2,040円
死亡日	1日	3,840円

※なお在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、状況に応じて、

- 1.退所前訪問相談援助加算(1回につき1380円)
- 2.退所後訪問相談援助加算(1回につき1380円)
- 3.退所時相談援助加算(1回につき1200円)
- 4.退所前連携加算(1回につき1500円)

を加算する場合があります。

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みません)は、表の「上記以外の方」の料金となります。